

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-航空分野の基準について-」の一部改正について

令和3年2月19日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-航空分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ(改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 航空分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は航空分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1)技能水準(試験区分) ア 「航空分野技能評価試験(仮称)(空港グランドハンドリング)」 イ 「航空分野技能評価試験(仮称)(航空機整備)」 (2)日本語能力水準 「日本語能力判定テスト(仮称)」又は「日本語能力試験(N4以上)」	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 航空分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は航空分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1)技能水準(試験区分) ア 「特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング)」 イ 「特定技能評価試験(航空分野:航空機整備)」 (2)日本語能力水準 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」

2	P10	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>○3つ目</p>	<p>○ 航空機整備の業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、航空法(昭和27年法律第231号)第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の国土交通大臣による認定を受けた者(以下「航空機整備等に係る能力について認定を受けた者」という。)若しくは当該者から業務の委託を受けた者でなければなりません。前者については、自らが航空機整備等に係る能力について認定を受けた者であることを証明する必要があります。後者については、委託元が航空機整備等に係る能力について認定を受けた者であることを証明するとともに、自らが当該委託元から業務の委託を受けた者であることを証明する必要があります。</p>	<p>○ 航空機整備の業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、航空法(昭和27年法律第231号)第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の国土交通大臣による認定を受けた者(以下「航空機整備等に係る能力について認定を受けた者」という。)若しくは当該者から業務の委託を受けた者でなければなりません。</p>
3	P11.	<p>【確認対象の書類】</p>	<p>(空港グランドハンドリングの業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関)</p> <p>○ 次のいずれか該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国管理空港における空港管理規則に基づく構内営業の承認書(写し), または, 会社管理・地方自治体管理空港における空港管理者による営業の承認, 許可を証明する書類(写し) ・航空法に基づく航空運送事業の経営許可書(写し) <p>○ 航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書(特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては, 特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9-1号)(特定技能所属機関)))</p> <p>(航空機整備の業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関)</p>	<p>○ 航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9-1号)(特定技能所属機関)</p> <p>○ 航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書(特定技能所属機関)</p> <p>○ 航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9-2号)(登録支援機関)</p> <p>○ 航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書(登録支援機関)</p>

		<p>○ 次のいずれか該当するもの</p> <p>・航空機整備等に係る能力について国土交通大臣による認定を受けた者(下記の能力に限る)であることを証明するもの(国土交通省航空局の「航空安全情報管理・提供システムの認定事業場検査履歴」に掲載される事業場情報一覧による。)</p> <p>能力 3: 航空機の整備及び整備後の検査の能力</p> <p>能力 4: 航空機の整備又は改造の能力</p> <p>能力 7: 装備品の修理又は改造の能力</p> <p>・航空機整備等に係る能力について認定を受けた者から業務の委託を受けた者にあつては、委託元に係る上記の書類及び委託契約書(写し)</p> <p>○ 航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書(特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9-1号)(特定技能所属機関)))</p> <p>(登録支援機関)</p> <p>○ 航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書(航空分野に係る特定技能外国人の支援を実施していない場合にあつては、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9-2号)(登録支援機関)))</p>	
--	--	---	--

4

分野
参考様式
第9-1号

1枚目

分野参考様式第9-1号（特定技能所属機関）

航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

航空分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等）又は航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）であること。
- 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
- 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
 - (1) 協議会の構成員であること、又は、航空分野に係る特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

分野参考様式第9-1号（特定技能所属機関）

航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

航空分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等）又は航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）であること。
- 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを含む者であること、又は同法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。
- 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
- 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
 - (1) 協議会の構成員であること、又は、航空分野に係る特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

